## 1 西東京市を取り巻く情報化の現状

## 1.1 情報化の動向

印刷、郵便、放送、通信などの多様な情報メディアが普及し、私たちの日常生活や社会活動における情報の取得や活用の機会が増えています。総務省の平成 23 年情報流通インデックス<sup>1</sup>によると、放送電波、インターネット、印刷・出版などの各メディアを通じた社会への流通情報量は年々増加し続けており、平成 13 年度(2001 年度)と平成 21 年度(2009 年度)の流通情報量を比較すると約 2 倍となっています。この結果を見ると、情報は私たちの日常生活や社会活動にとって重要な役割を果たしていることが分かります。

また、総務省の平成 24 年通信利用動向調査<sup>2</sup>によると、世帯でのパソコンの保有率が頭打ちとなっている一方で、スマートフォン<sup>3</sup>やタブレット端末<sup>4</sup>などの携帯型端末は急速に普及しています。携帯型端末によるインターネットの利用は、情報検索・収集という従来の活用の域を越え、ショッピング、ゲーム、地図利用、音楽配信、電子書籍、動画投稿などの利用動向にも影響を与えるようになりました。さらに、情報発信では、Facebook や Twitter、LINE といったSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)<sup>5</sup>が急速な広がりを見せており、私たちの日常生活や社会活動は今後も大きく変化していくことが予想されます。

## 1.2 国の取り組み

急速に情報化が進む中、国は、平成 25 年 (2013 年) 6 月に世界最先端 IT 国家創造宣言<sup>6</sup>を 閣議決定しました。これは、サービス産業の生産性の改善や向上、女性や高齢者の雇用促進に よる労働力の拡大などにおいて、ICT<sup>7</sup>をあらゆる領域で活用しようというものです。宣言の中 では、新産業・新サービスの創出や成長を促進する社会、健康で安心して快適に生活できる社 会、公共サービスをいつでもどこでも誰でも受けられる社会という3つの方向性が打ち出され

<sup>1</sup> 情報流通インデックス:平成 23 年 (2011 年) 8月に発行された「我が国の情報通信市場の実態と情報流通量の計量に関する調査研究結果(平成 21 年度) —情報流通インデックスの計量—」情報通信政策研究所調査研究部(総務省)より

<sup>2</sup> 平成 24 年通信利用動向調査:「平成 24 年通信利用動向調査ポイント」(総務省) より

<sup>3</sup> スマートフォン:画面を指で触れて操作する高機能携帯電話

<sup>4</sup> タブレット端末: 平板型でキーボードのないタッチパネル型端末

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス): 人と人との交流を支援するサービス。Facebook、Twitter、 LINE など

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 世界最先端 IT 国家創造宣言: 世界最高水準の IT 利活用社会の実現と成果の国際展開を目標に平成 25 年(2013 年) 6 月 14 日に閣議決定された宣言

 $<sup>^7</sup>$  ICT と IT について:日本では、情報と通信に関する技術の総称として IT (Information Technology:情報技術)という用語が一般的に用いられ、国の計画でも使われています。また、同様の言葉として、国際的には ICT (Information and Communication Technology:情報通信技術)という用語も用いられています。この計画書では、インターネットを使った情報通信技術も重要になっていることから、ICT の用語を優先しています。ただし、国の計画や政策で IT と表記されている場合は、そのまま IT を使用しています。

ました。

国の戦略に併せて各省庁は地域インフラの整備に努めています。総務省では、ICT 街づくり 推進事業として、災害に強いまちづくり、地域の課題解決、経済の活性化、雇用の創出などを 可能にする「ICT スマートタウン」の先行モデルづくりを進めており、他の省庁<sup>8</sup>でも、ICT を 活用した活力ある地域社会の実現のため、地域の情報化に向けた各種の取り組みが推進されて います。

## 1.3 西東京市の取り組み

国が世界最先端 IT 国家創造宣言を通じて IT 戦略に取り組む中、西東京市は国の動向に目を向けつつ、自治体として「地域に根差した情報化」に取り組む必要があります。ICT は、幅広い領域に活用できる力を有しています。西東京市地域情報化基本計画は、この ICT の可能性を活用し、地域が抱える課題の解決に貢献します。

平成 21 年度(2009 年度)に策定された第 2 期地域情報化基本計画では、平成 19 年(2007年)に実施した市民意識調査から得られた結果を基にして、第 1 次総合計画が掲げる 6 つのまちづくりの方向のそれぞれに重点分野を定め、地域の情報化に取り組んできました(資料 1 参照)。

例えば、教育の分野では、一斉メール配信システムを導入し、インフルエンザ情報や不審者情報等の緊急度の高い情報を保護者へ配信し、情報提供の充実を図りました。また、防災の分野では、災害時の安否確認や避難時に支援が必要となる災害時要援護者に対し、迅速な支援を行うための災害時要援護者登録管理システムを導入し、関係機関との連携強化に取り組みました。

第3期地域情報化基本計画においても、これまでの成果を踏まえつつ「地域に根差した情報化」を目指し、地域が抱える課題の解決や新たな市民ニーズに対応するためさまざまな施策事業に取り組みます。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 他の省庁の取り組み:例えば、農村コミュニティの再生・活性化(農林水産省)、医療機関間の情報連携(厚生労働省)、防災情報の提供(国土交通省)、図書館の情報化(文部科学省)、地域産品の流通効率化(経済産業省)、地域情報化アドバイザー派遣体制(総務省)、大気汚染状況の情報提供(環境省)、気象統計情報の提供(国土交通省・気象庁)